



2005年度税制改正法案が 国会に提出

制度調査部
齋藤 純

LLP 法案に伴う改正も盛り込む

【要約】

2005年度税制改正の改正項目を盛り込んだ次の法案が、通常国会に提出された。

定率減税の半減や人材投資促進税制の創設など、昨年末の税制改正大綱において明らかにされていた改正項目が盛り込まれている。その一方で、2月4日に「有限責任事業組合契約に関する法律案」(いわゆる LLP 法案)が国会提出されたのに伴い、有限責任事業組合契約を締結した組合員に係る課税上の取扱いも盛り込まれている。

国会での審議が混乱なく進めば、税制改正法案は3月末を目途に成立する可能性が高い。

2005年度税制改正を盛り込んだ次の法案が、通常国会に提出された。

所得税法等の一部を改正する法律案(国会提出日：2月4日)¹
地方税法等の一部を改正する法律案(国会提出日：2月8日)²

は2005年度税制改正のうち国税部分の改正を盛り込んだ法案であり、所得税法、法人税法、及び租税特別措置法等の改正が行われている³。主要な改正としては、次の項目が挙げられる⁴。

改正項目	改正の概要
定率減税の半減	所得税及び個人住民税からの一定率での税額控除、いわゆる定率減税について、2006年1月以降、その控除率を所得税及び個人住民税ともに半分に引き下げる(個人住民税分については、「地方税法等の一部を改正する法律案」に盛り込まれている)。
人材投資促進税制の創設	企業が支出した従業員の教育訓練費について、その「増加額」の25%の税額控除を認める措置が創設される。中小企業者等の場合、教育訓練費の「総額」をベースに最高20%

¹ 財務省のウェブサイト(<http://www.mof.go.jp/houan/162/houan.htm>)で閲覧できる。

² 総務省のウェブサイト(http://www.soumu.go.jp/kyoutsuu/syokan/t_an.html)で閲覧できる。

³ 2005年度税制改正の内容については、次の制度調査部月報を参照。

- ・ 齋藤 純、「2005年度税制改正大綱[個人関連] 定率減税は半減、タンス株は新制度に衣替え」(2004年12月16日)
- ・ 齋藤 純、「2005年度税制改正大綱[法人関連] 人材投資促進税制を創設、国際課税を整備」(2004年12月16日)
- ・ 齋藤 純、「人材投資促進税制の創設 2005年度税制改正の概要」(2005年1月14日)

⁴ タンス株の特定口座への預入れについては、2005年4月1日から新制度に衣替えした上で再開される予定となっているが、今回国会に提出された法案には盛り込まれていない。これは、タンス株の特定口座への預入れの特例が、租税特別措置法施行令で規定されているためと思われる。

	の税額控除を認める措置との選択制。いずれの場合も、法人税額の10%が控除額の上限。
特定口座内の管理株式の発行会社の清算結了等に伴う損失の取扱い	特定口座で管理されている上場株式等について、発行会社の倒産等による株式の滅失損を株式等の譲渡損失とみなし、その損失の一定額を株式等の譲渡益から控除可能となる。
金融先物取引の課税方法の見直し	金融先物取引の差金等決済による事業所得及び雑所得を、申告分離課税の対象とする。既に申告分離課税の対象となっている有価証券先物取引及び商品先物取引等の損益との通算は可能だが、株式等の譲渡損益との通算は不可。
エンジェル税制の適用期限延長と地域再生法制定に伴うエンジェル税制の拡充	2005年3月31日までに払込みにより取得したベンチャー企業の株式(特定中小会社株式)の譲渡所得等について、一定の条件を満たした場合に、その譲渡所得等への課税を1/2に軽減する措置が2年間延長される。 また、地域再生法 ⁵ の制定(予定)に伴い、1/2課税の対象となる特定中小会社の範囲に、地域再生に資する事業を行う特定地域再生事業会社を追加。

また、「所得税法等の一部を改正する法律案」では、2月4日に国会に提出された「有限責任事業組合契約に関する法律案」(いわゆるLLP法案)に関連して、同法に基づき有限責任事業組合契約を締結した組合員に係る課税上の取扱いが規定されている。

同法に基づき設立される有限責任事業組合(LLP)では、次の3つの特徴を有し、これまでの株式会社や民法組合では不可能であった組織形態が実現するとされている。

- ・ 出資者の責任が出資額までに限定される(有限責任)
- ・ 出資者間の損益や権限の配分を柔軟に行うことができ、組合の経営者(業務執行者)に対する監視のあり方も柔軟に決定できる(内部自治の徹底)
- ・ 組合段階で課税されず(パス・スルー)に、構成員に直接課税される(構成員課税)⁶

有限責任事業組合では、組合段階では課税が行われない「構成員課税」となるため、有限責任事業組合で発生した損益は、直接、組合員の損益とみなされ課税が行われる。「所得税法等の一部を改正する法律案」では、こうした構成員課税を前提に、新たに必要となる規制の整備を行っている。

まず、有限責任事業組合に出資した個人組合員について、出資額を基礎に計算した金額を超える損失は損失とは認めないこととする規定が設けられている(改正租税特別措置法第27条の2)。同様に、法人組合員についても、出資額を基礎に計算した金額を超える損失は損金不算入とする規定が設けられている。(改正租税特別措置法第67条の13、第68条の105の3)。

また、当該組合の業務執行組合員には、各組合員に生じる利益又は損失の額を記載した「組合員所得に関する計算書」の税務署長への提出が義務付けられている(改正所得税法227条の2)。

地方税法の改正法案は、2月8日に国会提出

2月8日には、地方税部分の改正項目を盛り込んだ「地方税法等の一部を改正する法律案」も国会に提出された。基本的には、定率減税の半減など、国税と同様の改正について地方税に対応する部

⁵ 2月4日に国会に提出された「地域再生法案」を指す。

⁶ これまでの民法上の組合でも構成員段階での課税となるものの、有限責任事業組合(LLP)とは異なり、出資者が無限に責任を負わなければならない。

分の手当てを行っているが、地方税独自の改正項目も含まれている。主要な改正項目としては、次の改正が挙げられる。

改正項目	改正の概要
定率減税の半減	いわゆる定率減税について、2006 年度分(2006 年 6 月)以降、その控除率を半分に引き下げる。
法人事業税の分割基準の見直し	複数の都道府県で事業を行っている法人が各都道府県に法人事業税を分割納付する際の分割基準を、非製造業(電気・ガス供給業等を除く)について、課税標準の 1/2 を事務所数、残り 1/2 を従業者数により分割する方式(改正前は従業者数のみで分割)に変更する。
短期就労者(いわゆるフリーター等)に対する課税強化	フリーター等の就労期間が短期の者への課税強化策として、給与の支払を受けている者が退職した場合に、給与支払者が市町村長に「給与支払報告書」を提出することを義務付ける。
65 歳以上の者に対する個人住民税の非課税措置の廃止	65 歳以上の者で前年の合計所得金額が 125 万円以下の者に対する個人住民税の所得割及び均等割の非課税を廃止する。

改正法案の成立は 3 月末が目途

国会での審議が混乱なく例年通り進めば、税制改正法案は 3 月末を目途に成立する可能性が高い。

「所得税法等の一部を改正する法律案」及び「地方税法等の一部を改正する法律案」とも、別段の定めがあるものを除き、2005 年 4 月 1 日から施行される予定となっている。